

平成23年4月

ご契約者の皆様へ

全国中小企業共済協同組合連合会

共済契約手続等の特別措置について

このたびの地震により被害を受けられました皆様には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

被害を受けられたご契約者の方々の共済契約手続につきまして、当連合会では下記の特別措置を実施させて頂くこととなりました。本措置の適用をご希望の方は、当連合会または取扱組合までお申し出ください。

記

1. 継続契約の締結手続の猶予

ご加入されている共済契約※が、災害救助法の適用を受けた日の翌月から6か月後の末日までに満期日を迎える場合には、満期日を過ぎてしまった場合でも、同法の適用日の翌月から6か月後の末日までにご契約手続を行っていただければ、契約が更新されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

※労働災害補償共済、医療総合保障共済、傷害総合保障共済、
交通事故傷害共済および自動車共済をいいます。

2. 共済掛金払込猶予期間の延長

ご加入されている共済契約について、災害救助法の適用を受けた日の翌月から6か月後の末日までにお支払いいただくべき共済掛金がある場合には、同法の適用日の翌月から6か月後の末日までその払込みを延期することができる運用とさせていただきます。

※ 上記猶予および延長の期間を2か月から6か月にいたしました。

以 上